

# 下水道政策研究委員会 制度小委員会について

# 下水道政策研究委員会 制度小委員会 設置目的

- 平成26年7月に取りまとめた「新下水道ビジョン」では、長期ビジョンに「循環の  
みちの『持続』と『進化』」を二つの柱として位置付けるとともに、この実現に向け  
た具体的な施策などが示されている。
- これを受け、地方公共団体からの制度改革の要望や他の公物管理法の改正  
の動向等を踏まえ、平成27年5月に下水道法等を改正するとともに、関連する  
通知等により制度改革を行ってきた。
- 一方、近年に見られるように、広域的かつ甚大な浸水被害が発生しており、そ  
の対応が課題になっている。また、水道・下水道について、持続的な経営を確  
保するための広域化・共同化が政府の方針として強く打ち出されるとともに、事  
業基盤の強化等を目的とした水道法の改正がなされたところである。
- これらを踏まえ、「新下水道ビジョン」の実現に向けた各施策の推進にあたり、  
法令等の制度に関する課題及び対応方策について検討し、同ビジョンの更なる  
加速を図るため、下水道政策研究委員会 制度小委員会を設置する。

# 下水道政策研究委員会 制度小委員会 委員

足立 泰美	甲南大学経済学部 准教授
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授
井出 多加子	成蹊大学経済学部 教授
神山 守	東京都下水道局 技監
小林 潔司	京都大学 名誉教授
斎野 秀幸	岡山市下水道河川局 局長
清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授
滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科 教授
成田 肇	横須賀市上下水道局技術部 部長
錦戸 和友	荅北町水道環境課 課長
花木 啓祐	東洋大学情報連携学部 教授
古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科 教授
増田 隆司	日本下水道事業団 副理事長
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院 教授

# 下水道政策研究委員会(1/2)

- 下水道政策研究委員会は、今後の下水道のあり方について検討を行い、下水道の施策の展開に寄与するために設置され、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び日本下水道協会が共同で運営する委員会である。
- 必要があると認められたときは、委員会の下に小委員会を設置することができる。
- 委員会及び小委員会の検討結果は、「下水道ビジョン2100」及び「新下水道ビジョン」等の報告書として取りまとめてきた。

## 下水道政策研究委員会の開催状況

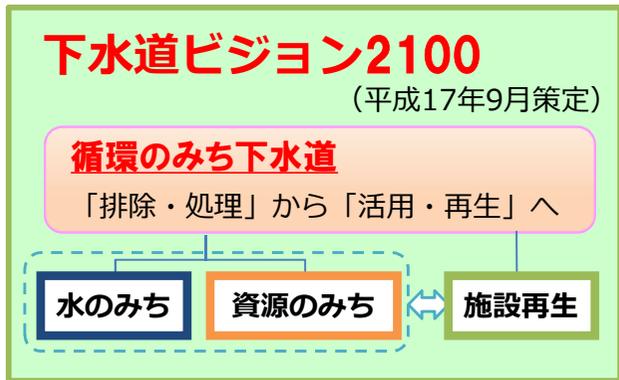
- 平成25年10月～平成26年7月 9回開催(委員長: 花木 啓祐 東京大学大学院工学系研究科 教授)
- 平成16年1月～平成18年10月 6回開催(委員長: 松尾 友矩 東洋大学 学長)

## 下水道政策研究委員会 小委員会の開催状況

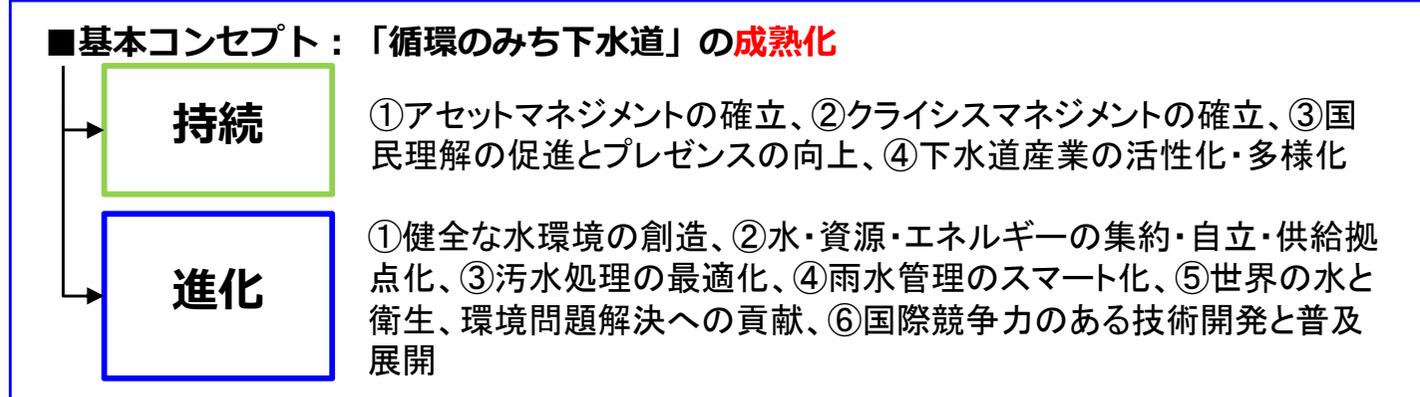
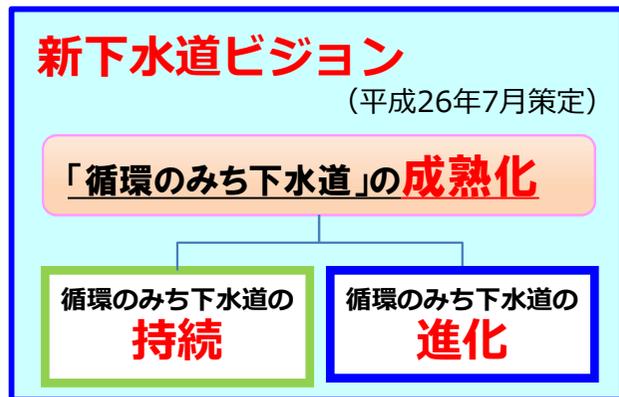
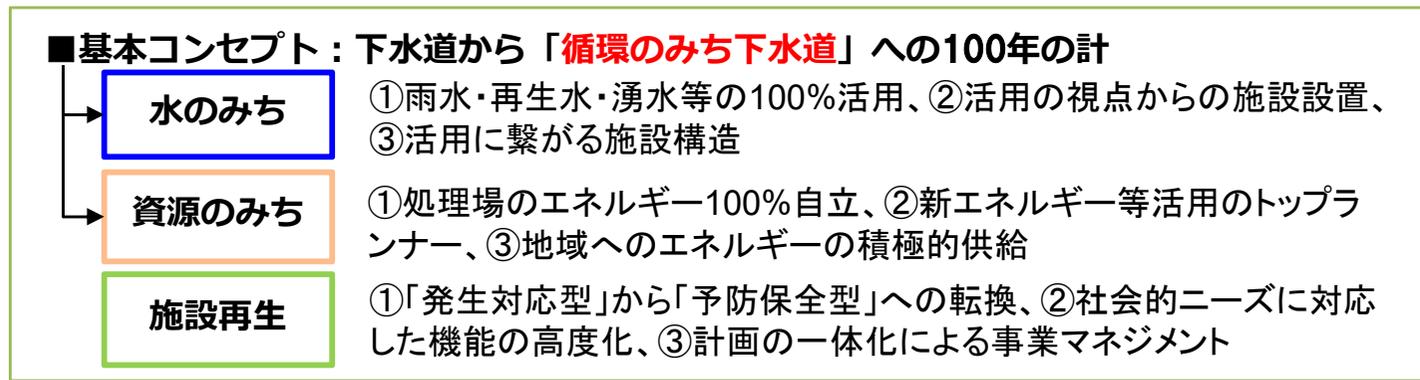
- 計画小委員会 平成18年2月～平成19年6月 8回開催(委員長: 花木 啓祐 東京大学大学院工学系研究科 教授)
- 流域管理小委員会 平成19年1月～平成19年7月 5回開催(委員長: 虫明 功臣 福島大学 教授)
- 浸水対策小委員会 平成17年2月～平成17年6月 4回開催(委員長: 古米 弘明 東京大学大学院工学系研究科 教授)
- 法制度小委員会 平成16年7月～平成16年9月 3回開始(委員長: 松尾 友矩 東洋大学 学長)

# 下水道政策研究委員会(2/2)

## 【これまでの主な提言】



## 【概要(考え方や施策の体系)】



# 下水道法(昭和33年法律第79号)の概要

## 法の目的・定義

【目的】下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する(法第1条)

【定義】下水・汚水又は雨水 下水道・排水管等の排水施設、処理施設、ポンプ施設等の補完施設の総称 (法第2条)

【下水道管理者】 <公共下水道又は都市下水路> 市町村(法第3条・第26条) <流域下水道> 都道府県(法第25条の10)

※国の関与: 必要がある場合には、下水道管理者に対する指示や報告徴収が可能(法第37条、第39条)。また、流域別下水道整備総合計画や流域下水道の事業計画等の策定時には、国土交通大臣への協議が必要(法第2条の2、第25の11等)。

≪計画≫ 下水道管理者は、事業計画を策定する(法第4条、第5条、第6条等)。流域別下水道整備総合計画(水質環境基準達成のため、都道府県が策定する下水道整備の総合計画)が定められている場合には、これに適合することが要件となる。

≪設置≫ 下水道管理者は、事業計画に基づき、構造基準(法第7条)に適合する下水道を設置し、下水道の設計・工事の監督管理を行う者は、資格要件(法第22条)を満たす必要がある。下水道の設置に対し、国は費用の一部の補助が可能(法第34条)。都道府県が流域下水道を設置等する場合には、利益を受ける市町村に分担金を負担させることが可能(法第31条の2)。

≪接続義務≫ 下水道が供用開始(法第9条)されると、処理区域内の土地の所有者等に対しては、下水道への接続義務(=排水設備の設置義務(法第10条))、使用開始の届出(法第11条の2)、水洗便所への改造(法第11条の3)等の義務が課される。

≪管理≫ 下水道管理者は、以下に掲げる事項等について、法令等に定める各種基準を遵守しながら、管理を行う。

- ・施設の管理・維持修繕基準(法第7条の2)、下水道台帳(法第23条)
- ・水質の管理・放流水の基準(法第8条)、記録測定(法第21条)
- ・汚泥の管理・発生汚泥等の処理基準、発生汚泥等の減量化・再生利用の努力義務(法第21条の2)

≪監督≫ 下水道管理者は、特定の使用者に対して排除基準(※)(法第12条の2等)による水質の制限や記録測定(法第12条の12)の義務を課するとともに、施設の保全に影響のある行為に対して制限を課す(法第24条)。

(※)特定施設の設置者には、施設設置時の届出義務や計画変更命令等の通常より厳しい規制が存在(法第12条の3等)また、必要に応じて、排水設備等の検査(法第13条)、他人の土地への立入り等(法第32条)、報告徴収(法第39条の2)等による監督が可能。また、違反者に対しては改善命令(法第37条の2、第38条)による監督が可能。

【使用料】公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。(法第20条)

※受益者負担金: 下水道管理者は下水道事業によって著しく利益を受ける者から受益者負担金の徴収が可能

(都市計画法第75条、地方自治法第224条)

# 下水道法制度の変遷

## 背景

コレラの流行、浸水被害

生活環境への関心の高まり

河川、海等の水質の悪化

省エネ・リサイクル社会の到来

水質改善の要請等

都市型水害の頻発  
進まない閉鎖性水域の水質改善

地域主権改革の推進

集中豪雨等による浸水被害  
適切な下水道管理の推進  
再生可能エネルギー活用推進  
広域化の推進

## 下水道法制度の変遷

明治33年3月 旧下水道法制定(下水道法(明治33年法律第32号))  
・「土地の清潔の保持」を目的に規定

昭和33年4月 新下水道法制定(下水道法(昭和33年法律第79号))  
・「都市の健全な発達」「公衆衛生の向上」を目的に規定

昭和45年12月(公害国会) 下水道法改正(下水道法の一部を改正する法律(昭和45年法律第141号))  
・「公共用水域の水質保全」を目的に規定  
・処理場の設置を義務化  
・流域別下水道整備総合計画の創設  
・流域下水道制度の創設

平成8年6月 下水道法改正(下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(平成8年法律第59号))  
・汚泥の減量処理の努力義務化  
・光ファイバー設置の規制緩和

平成15年9月 下水道法施行令改正(下水道法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第435号))  
・合流式下水道の改善の義務化  
・計画放流水質を規定

平成17年6月 下水道法改正(下水道法の一部を改正する法律(平成17年法律第70号))  
・雨水流域下水道制度の創設  
・事故時の措置の義務付け  
・流域別下水道整備総合計画に高度処理を位置付け

平成23年5月、8月 下水道法改正(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号))  
・事業計画の認可制度を協議制度へ  
・構造基準の一部を条例委任化

平成27年5月 下水道法改正(水防法等の一部を改正する法律(平成27年法律第22号))  
・雨水公共下水道制度の創設  
・浸水被害対策区域制度の創設  
・雨水貯留施設の管理協定制度の創設  
・維持修繕基準の創設  
・熱交換器設置の規制緩和  
・汚泥等の再生利用の努力義務化  
・広域化・共同化を促進するための協議会制度の創設

# 下水道法に関連する主な法令等

## 下水道法(昭和33年法律第79号)

<目的> 下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること

### 下水道の整備

#### 日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)

- 地方公共団体の出資を受けて設立される日本下水道事業団について定めるもので、国の認可権限、業務の範囲等を規定。
  - ・ 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場、管渠等の建設、維持管理、下水道に関する技術の研究、調査及び技術者の養成等を実施。

#### 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

- 地方公営企業の経営の根本基準等を定めるもので、公営企業会計、独立採算制(※)等について規定。
  - ※独立採算制・事業の経費については、一部を除き、全て経営の収入を充てる原則
  - ・ 下水道事業には、本法は当然適用されないが、一部適用として、公営企業会計を適用済みの自治体が複数存在(424団体(全体の47.5%)(平成31年4月1日時点))。
  - cf. 地方公共団体の財政運営等の基本原則について定める地方財政法(昭和23年法律第109号)では、公共下水道事業に対し、公営企業として特別会計を設け、独立採算制の原則を適用することを義務付けている。

### 都市の健全な発達

#### 都市計画法(昭和43年法律第100号)

- 都市の秩序ある整備を図るもので、都市計画の決定手続、開発行為の制限等を規定。
  - ・ 都市計画上、下水道を都市施設として定めることができ、下水道の事業計画は施設配置等について都市計画に適合する必要がある。

#### 水防法(昭和24年法律第193号)

- 洪水、雨水出水等の警戒・防御、被害軽減について定めるもので、水防管理者である市町村等が行う水防活動を規定。
  - ・ 市町村長等は水位周知下水道を指定した場合、浸水想定区域を指定する。また、市町村長は、地域防災計画において当該区域内の地下街等の施設を記載する。

#### 特定都市河川浸水対策法(平成15年法律第77号)

- 都市部の河川の流域において浸水被害対策を推進するもので、流域水害対策計画の策定や雨水貯留浸透施設の整備について規定。
  - ・ 下水道管理者は河川管理者等と共同して流域水害対策計画を策定。当該計画に基づき雨水貯留・浸透のための排水設備の技術基準の特例を適用。

### 公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全

#### 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

- 公共用水域の水質汚濁の防止を図るもので、有害物質等を排出する特定施設設置者に対する排水基準等を規定。
  - ・ 終末処理場は、特定施設に位置付けられ、排水基準等を遵守する必要がある。
  - cf. 水質汚濁防止法とは別に、下水道法に基づき、水質汚濁防止法の基準よりも厳しい基準を定めることも可能。
  - cf. 特定の湖沼においては、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)により、水質汚濁防止法よりも厳しい水質規制が適用される。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

- 廃棄物の適正な処理により環境の保全、公衆衛生の向上を図るもので、ごみ、汚泥等の処理方法や処理業者について規定。
  - ・ 下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対して、本法は適用されないが、管渠等を経由せず、終末処理場に直接持ち込まれる生ごみ等に対しては、本法が適用される。

### 標準下水道条例(昭和34年厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号)

- 自治体が定める条例の参考となるよう、以下の事項等について記載したもの(地方自治法に定める技術的助言)
  - ・ 使用料の徴収、算定方法
  - ・ 下水の水質の排除基準
  - ・ 排水設備指定工事店の指定
  - ・ 下水道施設の使用、占用の許可

## 下水道事業の持続性の確保

### ○ アセットマネジメントの計画制度の確立

- ・ 施設整備のみならず維持管理、改善を含めた事業計画やこれらの事業全体の収支見通しなどを記載する計画の策定を推進
- ・ 管路施設の維持管理基準を策定
- ・ 下水道全国データベースを構築・活用

### ○ 経営の健全化

- ・ 将来の財源確保や人口減少等による使用水量の減少を見据えた料金設定の考え方を提示
- ・ 公営企業会計の適用及び経営の「見える化」を促進

### ○ 執行体制の強化

- ・ 地方公共団体の事業運営（広域管理・共同管理等）に対する公的機関による補完体制の確立

## 防災・減災

- 気候変動に対する適応策として、ハード・ソフト・自助を組み合わせた総合的な浸水対策を推進
  - ・ 下水道による汚水の整備区域外でも、公共下水道による浸水対策を実施可能にすることを検討
  - ・ 都市機能が高度に集積している地区等で事前防災の観点から浸水被害の軽減を図る制度を構築
  - ・ 観測情報や施設情報、既存施設の活用等の考え方を整理し、指針化等を実施
  - ・ 内水ハザードマップ等による浸水リスクの公表及び貯留管の水位情報の提供等による避難確保策の検討
- 大規模地震・津波の被害想定に基づき、ハード対策・ソフト対策を推進
  - ・ 下水道施設の耐震化・耐津波化の推進
  - ・ 下水道BCPの策定推進

## 健全な水環境の創出

### ○ 流域別下水道整備総合計画の改正

- ・ 流域全体でのエネルギー効率の最適化や地域のニーズに応じた多様な目標設定等を可能にするために、流域別下水道整備総合計画に関する制度改正を実施

### ○ 高度処理等の推進

- ・ 5～10年の中期間で優先的に整備すべき事項（高度処理の導入等）を定めるなど、流域別下水道整備総合計画を充実

### ○ リスク管理等の強化

- ・ 生態系に配慮した水処理方法、未規制物質対策、水質事故対応技術等について指針改定等を実施

## 水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化

### ○ 資源・エネルギー利用の推進

- ・ 都道府県構想の策定に際し、広域化も視野に入れた汚泥の利活用計画を反映
- ・ 下水熱利用について、民間事業者による管路内熱交換器の設置を認めるなどの規制緩和を検討

## 汚水処理の最適化

### ○ 早期・低コストによる汚水処理の概成

- ・ 早期・低コスト型の下水道整備手法の検討・導入・水平展開

# 新下水道ビジョンを受けた制度改革等の動き（1／3）

## 下水道法等の改正（平成27年5月）

### 1 多発する浸水被害への対応

#### 1-1 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策 【ソフト対策】 【下水道法、水防法の改正】

- 内水に係る浸水想定区域※制度を設け、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域を公表。
- 内水に対応するため、下水道の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設。
- 下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け。

※浸水想定区域：市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。

#### 1-2 比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策 【ハード対策】 【下水道法の改正】

##### 官民連携による浸水対策の推進

- 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設。



##### 雨水排除に特化した公共下水道の導入

- 汚水処理区域の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除に特化した下水道整備を可能とするよう措置。



# 新下水道ビジョンを受けた制度改革等の動き（2／3）

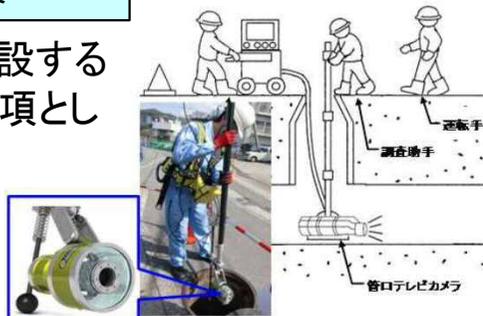
## 2 持続的な下水道機能の確保

【下水道法、日本下水道事業団法の改正】

### 下水道の維持修繕基準の創設

- 下水道の維持修繕基準を創設するとともに、事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加。

管渠点検の例



### 地方公共団体への支援の強化

- 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設（構成員は協議結果を尊重）。
- 地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団が高度な技術力を要する管渠の更新等や管渠の維持管理ができるよう措置。併せて代行制度を導入。

## 3 再生可能エネルギーの活用

【下水道法の改正】

- 下水道管理者に対し、下水汚泥を燃料や肥料として再生利用するよう、努力義務を課す。
- 民間事業者が、下水道管理者の許可を受けて、熱交換器を下水道暗渠内に設置できるよう規制緩和。

下水熱利用の例



世界的な戦略物資である「リン」を回収し、肥料利用

## 下水道法施行規則の改正（平成27年7月）

### 放流先の水環境も考慮した水質保全の推進

- 流域別下水道整備総合計画の作成において勘案する事項に下水の放流先の状況を追加。同計画の計画書の様式において、季節に応じて計画処理水質を変更する場合には季節別処理水質をも記載することとともに、中期的な整備方針を記載することとした。

# 新下水道ビジョンを受けた制度改革等の動き（3／3）

## 各種ガイドラインの策定・改正等

### 下水道事業の持続性の確保

- 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン —2015年版— (H27.11)
- 下水道全国データベースの運用 (H29～)
- 広域化・共同化計画策定マニュアル(案) (H31.3)

### 浸水対策

- 雨水管理総合計画策定ガイドライン(案) (H29.7)
- 官民連携した浸水対策の手引き(案) (H29.7)
- 水位周知下水道制度に係る技術資料(案) (H28.4)
- 下水道管きょ等における水位等観測を推進するための手引き(案) (H29.7)
- 内水浸水想定区域図作成マニュアル(案) (H28.4)
- 水害ハザードマップ作成の手引き (H28.4)

### 地震対策

- 下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編) (H29.9)
- マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン —2018年版— (H30.3)

### 健全な水環境の創出

- 流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 (H27.1)
- 既存施設を活用した段階的高度処理の普及ガイドライン(案) (H27.7)
- 水質とエネルギーの最適管理のためのガイドライン (H30.3)

### 水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化

- 下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル (H29.3)
- 下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン -改訂版- (H30.1)
- 下水熱利用マニュアル(案) (H27.7)
- 下水汚泥広域利活用検討マニュアル (H31.3)
- 下水道への紙オムツ受入に関するガイドライン(案) (H31.3)

### 汚水処理の最適化

- 下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル(案) (H30.3)
- 下水処理場のエネルギー最適化に向けた省エネ技術導入マニュアル(案) (R1.6)

### その他

- CIM 導入ガイドライン(案) 第8編 下水道編 (R1.5)
- 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(案) (H29.1)
- 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン (H31.3)

# 下水道事業の最近の重要施策（1／3）

## 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

### 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

- ・「インフラシステム輸出戦略」の下、我が国の技術・知見を活用した成長分野の海外展開の促進。

### 資源エネルギー、環境対策

- ・汚水処理リノベーションを推進。  
(汚水処理リノベーション：下水処理場等の有する資源・資産を活用しながら、下水処理場等を再生可能エネルギーの供給拠点、防災拠点、憩いや賑わいを提供する地域活性化との拠点等、魅力あふれる地域の拠点に再生する取組)

### 暮らしの安全・安心

- ・気候変動による豪雨の頻発・激甚化に対する事前防災として堤防整備・ダム再生などの水害対策、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、高潮対策を推進する。特に、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、緊急に実施すべき対策を3年間で集中的に実施する。
- ・また、3か年緊急対策後も国土強靱化基本計画に基づき、必要な予算を確保。

# 下水道事業の最近の重要施策（2／3）

## 主要分野ごとの改革の取組

社会資本整備

### 【新しい時代に対応したまちづくり】

- ・インフラ整備と併せて、データを取得・更新・分析することにより、維持管理・更新を効率化する取組※を推進。（※ 下水道事業において実証事業が既に行われており、そのような取組を他分野にも横展開。）

### 【PPP/PFIの推進等】

- ・上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開。

### 【公的ストックの適正化】

- ・長寿命化を徹底し、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、公共施設の統廃合を推進。

地方行財政改革

### 【持続的な地方行財政制度の構築】

- ・インフラ維持管理・更新費の見通しについて作成・公表を進めるとともに、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について必要な対応策を検討。
- ・市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進。
- ・人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度等の活用等を推進。

### 【公営企業・第三セクター等の経営抜本改革】

- ・下水道・簡易水道については、新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用を一層促進。
- ・水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進。

# 下水道事業の最近の重要施策（3／3）

## 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

### インフラ分野の生産性向上

- ・地下に埋設された管路などの下水道施設について、マンホールに設置したセンサーからの運転情報等のクラウドへの蓄積や、AIによる異常箇所を検知や故障予測、遠隔操作を行う実証事業を本年度から実施、令和3年度までにガイドラインを策定。

### PPP/PFI手法の導入加速

- ・「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定）のコンセッション重点分野である下水道について、数値目標達成に向けた取組を推進。

### ビジネス主導の国際展開、国際協力

- ・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野等の環境インフラ輸出を支援するとともに、受入国の制度構築と技術導入を支援。

### 地域・暮らし分野・その他環境保全での取組

- ・広域化・共同化や下水熱の活用、単独浄化槽の転換や台帳システムの整備等を図り、汚水処理のリノベーションを推進。

### 日本企業の国際展開支援

- ・我が国が優位性を有する分野の海外展開を促進するため、相手国における規制等の整備、我が国発の国際標準の普及、分野別タスクフォース等を通じた関係省庁・機関間の連携強化により、スマートシティ等、横断的なパッケージ案件等の形成を推進。

# 水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要(抄)

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要(抄)

### 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は、水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は、水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、その事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- ①国は、広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は、基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するための、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態を保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

# 下水道政策研究委員会 制度小委員会 今後の予定

	開催日	検討事項(案)
第1回	令和元年 12月27日	これまでの経緯と制度小委員会の設置目的 今後の検討事項
第2回	令和2年 2月 目途	下水道事業の持続性の確保 ・ストックマネジメントの推進 ・使用料の適正化 ・広域化・共同化の推進 など
第3回	3月～4月 目途	浸水対策の強化 ・近年の内水被害を踏まえた計画的な浸水対策の推進 ・下水道施設の耐水化の推進 など
第4回、第5回	5月～6月 目途	その他の事項 (例: SDGs、人口減少・高齢化等への対応) 総括・取りまとめ